

成田空港に関するご相談は NAA 東地域相談センターをご利用ください

多古町役場 1 階の成田国際空港株式会社(NAA)東地域相談センターでは、成田空港の更なる機能強化に関する各種のご相談や成田空港に関する情報、資料の提供などの業務を行っています。また、空港内店舗の利用で商品や駐車料金の割引などの特典が受けられる「N.PASS (成田空港パスポート)」の発行もしていますので、ご利用ください。

NAA 東地域相談センター概要

場 所 多古町役場1階 第1会議室内
時 間 午前9時～午後5時
 (土・日・祝日、年末年始を除く)
連絡先 フリーダイヤル☎0120-74-8881
 ☎ 74-8882 FAX 74-8889

主な業務内容

- ・防音工事・移転補償・航空機騒音に関する相談
- ・成田国際空港の運用等に関する情報公開
- ・各種資料の提供
- ・N.PASS の発行
※証明写真(4.5cm×3.5cm)1枚と現住所が確認できる本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)1点が必要です。

お問合せ●成田国際空港株式会社 地域共生部 共生企画グループ☎ 0476-34-5119
 多古町役場 企画空港政策課空港地域振興係☎ 76-5409

ごみ分別方法について ～ペットボトルキャップおよびラベルの分別～

ペットボトルの本体は「ペットボトル」として資源ごみ袋で出してください。キャップとラベルは「プラスチック容器類」として出してください。キャップとラベルは従来から分別をお願いしていますが、リサイクル品質の向上のため、より分別を強化していますのでご協力をお願いします。

なお、町ではキャップを集めて NPO 法人を通じ、発展途上国へポリオワクチンを支援する活動をしています。回収ボックスは役場・コミュニティプラザ・中央病院・各小中学校に設置していますので、ぜひご利用ください。



お問合せ●生活環境課環境係☎ 76-5406

『縁結びサポーター』を募集します!

出会いの機会をつくり、結婚を希望する方を応援するサポーターを募集します。身近にいる結婚を望む方たちに幸せを運ぶお手伝いをしませんか?

●活動内容

- 縁結びサポーターに登録し、ボランティアとして主に次のような活動を行います。
- ・独身男女の出会いの仲介(出会いイベント等に関する情報提供、マッチングなど)
 - ・独身男女の結婚に関するアドバイス
 - ・出会いイベントの企画、開催のお手伝い
 - ・結婚支援に関する研修会、情報交換会等への参加

●登録(活動)期間

登録した年度の3月31日まで
 ※登録期間は、辞退の申し出があった場合を除き自動更新します。

●申込方法

登録申請書に必要事項を記入の上、申込先にご提出ください。
 申請用紙は申込窓口または町ホームページから入手できます。



申込み・お問合せ●企画空港政策課地方創生担当課☎ 76-5409 FAX 76-7144
 ☐ info@town.tako.chiba.jp

道路への土砂の流出防止対策をお願いします

風や雨が原因で、畑や山林などの土砂が流出して、道路や側溝等に堆積することが多くみられます。道路上に堆積した土砂は、人や車の通行の妨げとなるだけでなく、側溝の排水不良により冠水の原因にもなります。また、沿道の土地が道路より高い場所では、自然に土砂が道路に流出することもあります。

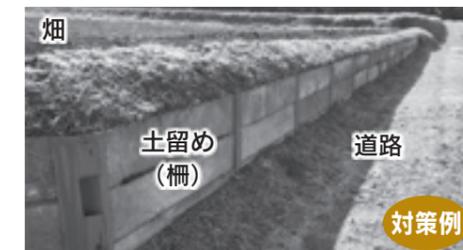
耕作者や農地・山林などをお持ちの方は、周りに草木を植えたり、土が流れ出さないように土留め(柵)を設置するなど、道路への土砂流出防止対策を実施していただきますようご協力をお願いします。

【主な対策例】

- 除草剤の使用を抑え、法面の草をできるだけ残す
- 法面に植物を植えて法面を保護
- 防砂ネットの設置など



法面の草をできるだけ残す



法面に土留め(柵)を設置

お問合せ●都市整備課土木管理係☎ 76-5407

期限間近です！ ー確定申告ー

～所得税と町県民税の申告相談～【役場は防犯上の都合により午前8時開錠】

町では申告相談を行っています。期限間近は混雑が予想されますので、お早めにご相談ください。

日時●3月15日(金)まで(土・日を除く。ただし、3月10日(日)は休日相談を実施します)

午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午前8時30分～午後4時)

会場●役場2階 第4会議室

お問合せ●税務課課税係☎ 76-5402

■申告・納付期限(平成30年分)

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日(金)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月1日(月)

■口座振替納付日

- 所得税および復興特別所得税 4月22日(月)
- 個人事業者の消費税・地方消費税 4月24日(水)

※引き落とし前日までに残高確認をお願いします。

お問合せ●佐原税務署☎ 0478-54-1331 (音声案内)

5千万円を超える財産が国外にある方は
「国外財産調書」の提出が義務付けされています
 詳しくは税務署にお問い合わせください。

※国税庁のホームページで所得税の確定申告書などが作成できます。

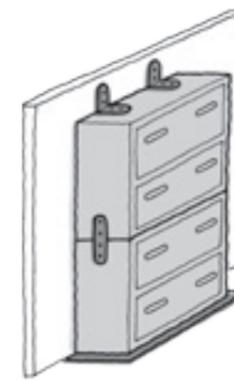
国税庁 確定申告

検索

地震などの災害に
 備えましょう

家具転倒防止器具取付促進事業について

家具の転倒による人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。



●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の町民税が非課税の世帯

- ① 65歳以上の者で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の者と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者福祉手帳1級の方」です。

●工事方法および限度額

申請に基づき、町が業者委託により取付工事を行います。
 1世帯1回限りで、工事費用は1万円までが限度となります。

お問合せ●総務課交通防災係☎ 76-2611